

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A会社（以下「会社」という。）に採用され、通信設備のアラーム監視員としてB会社C支社（以下「事業場」という。）に派遣され、監視業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から左眼に異常が出現し、同年〇月〇日には左眼がほとんど見えない状態になったことから、同日、D病院に受診し「裂孔原性網膜剥離、近視性乱視」と診断され、同日、E病院に転医し「左眼裂孔原性網膜剥離、眼内レンズ挿入眼」（以下「本件傷病」という。）と診断され治療した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、業務により網膜剥離、白内障を発症したと主張するので、以下のとおり検討する。

(1) F医師は平成〇年〇月〇日付け症状所見書において、要旨、「本件傷病」の発症原因として物理的因子にさらされることが原因であるか否かは、不明であると述べている。

G医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、関係書類、医師の診断書、意見書、カルテ等を熟考するに、本症例は労働災害とは何ら関係ないものと判断すると述べている。

H医師は平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、基礎疾患として強度近視があり、年齢的な硝子体の変化に伴い、網膜裂孔を生じ網膜剥離が生じたと判断する。請求人の作業環境を考慮しても、赤外線、紫外線、マイクロ波、レーザー光による影響とは考えにくく、労災とは関係のない事象であると述べている。

(2) 当審査会は、請求人の主張を踏まえ、症状経過、聴取書、医証等を検討した結果、①請求人は、会社に従事していた期間中、眼に外傷を負うような出来事はないと述べていること、②基礎疾患として高血圧症、近視、2型糖尿病、糖尿病網膜症等の既往歴があること、③監視業務に係る通信交換機について、I部長代理は、要旨、通信交換機は、出荷前に全製品について防護指針に基づいて適合した機械を納品していると述べていること、④請求人の作業内容、作業環境について、同僚は、1画面を常時2名で適宜交代しながら監視するのであ

って勤務時間中連続して見続けるわけではなく、職場は明るく事務所でのパソコン作業と同じ感じであると述べていることから、請求人に発症した本件傷病は、業務に起因するものとは考え難く、G医師の意見及びH医師の鑑定意見は妥当であり、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。